国際シンポジウム報告要旨(平成23年2月2日) 「地球温暖化と農業とのかかわり――農業分野に おける温室効果ガス排出量取引に関する課題と 展望―」

冒頭の筒井副大臣の挨拶に続き、京都大学植 田教授からは「低炭素社会と排出量取引制度」 とのタイトルで日本の排出量取引制度が環境政 策にどのように位置づけられるのか、また、日 本の排出量取引制度をどのように設計すべきな のかについて説明がなされました。続いて、海 外の事例として、ニュージーランド環境省のブ ラッドショウ氏が講演し、ニュージーランドで 現在進められている農業分野における排出量取 引制度について説明されました。この中でブラ ッドショウ氏は、ニュージーランドのこれまで の経験から得られた知見として、排出量取引の 制度設計には時間をかけ段階的に制度を構築し、 専門家による科学的知見による検証を行うこと が重要と主張されました。次に、オランダ経済・ 農業・技術革新省のモウリッツ氏からオランダ の園芸農業における温室効果ガス削減対策とし て 00, プログラムの紹介がありました。モウリ ッツ氏は CO。プログラムの実施により小規模の エネルギー集約型企業に適した費用対効果の高 いCO。削減策となると指摘されました。そして、 韓国農村経済研究院のキム氏からは、韓国にお けるグリーン成長プログラムと農業分野におけ る排出量取引制度の検討状況について報告があ りました。講演の中でキム氏は、今後の韓国に おける排出量取引制度の設計においては、制度 の導入が農家の新たな収入源となることが重要 であるとの見方を示されました。

さらに、日本の事例と研究分析の紹介として、 澤内研究員からは、日本の国内クレジット制度 の紹介があり、その後自身の研究成果として、 リスクを考慮した場合に農家の国内クレジット 参加行動がクレジット価格などの投資条件によ りどのように変化するかを分析した結果が紹介 されました。最後に、学習院女子大学荘林教授 からは農業と地球温暖化問題、そして、排出量 取引制度の関係について説明がありました。荘 林教授は、農業の特殊性を考慮すると、農業分 野での温暖化緩和策の確実な実施のためには、 環境直接支払もしくは排出量取引によるオフセ ット化が有効であるとし、農業分野における排 出量取引制度の導入の論点と政治的意味合いを 指摘されました。

後半のパネルディスカッションでは、排出量 取引制度の導入に際しての困難性およびその克 服法を議論しました。ニュージーランドでは、 農業に関しては 2015 年の導入が早すぎるとい う見方があり、現在各国で排出量取引制度が見 直されている中、実際にうまく機能するのかが 懸念されています。一方で、ニュージーランド の温室効果ガスの 50%は農業から発生してお り、農業分野で温室効果ガスの削減をやらざる を得ず、現在は農業セクターに緩和措置の導入 を検討中との説明がなされました。またモウリ ッツ氏からは、オランダでは温室効果ガスへの 依存からの脱却のため、主に温室栽培セクター で排出量取引や 00。キャップ制の導入が検討さ れており、任意のキャップを導入することは既 に合意されていると説明がありました。さらに キム氏からは、農業が温室効果ガス排出源であ り同時に吸収源でもあるため、この両側面を踏 まえた排出量取引制度を設計し、農業者の収入 源にすることが重要との指摘がありました。日 本の排出量取引制度の設計について澤内研究員 は、自身の分析を踏まえると今の国内クレジッ トの方法でも価格の付け方によっては小規模な 農家にとって削減メリットが出るので、現行の 国内クレジット制度を拡張していくのも一つの 方法であるとし、アジア農業特有の温室効果ガ ス排出源である水田からのメタン排出について は、削減効果のモニタリングの難しさが障壁に なっている点が指摘されました。

最後にフロアから、森林部門の取り扱いや、 農地への風力・太陽光発電の導入の見通しなど がパネラーに質問されました。森林部門への排 出量取引導入に関してニュージーランドからは、 かつて森林だった場所を開拓して農地にし、さ らにそれをまた森林に戻すことでカーボンクレ ジットを付与することには問題があるとの認識 が示されました。また、ニュージーランドの状 況として、風力・太陽光発電の導入は小規模農 家では対応できないこと、電力会社が電力買い 取りを想定していないことなど、普及には多く の課題があると回答されました。

(文責:林岳、田中淳志)